

平成 19 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 燦ホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 小西 幸治  
(コード番号 9628 東証・大証 第1部)  
問 合 せ 先 常務執行役員 I R 担当 鈴江 敏一  
( T E L 06 - 6226 - 0038 )

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 17 日開催の取締役会において、定款の一部変更に関する議案を平成 19 年 6 月 27 日開催予定の第 78 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する不適切な買収を防止し、もって当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるために、新株予約権無償割当てを用いた買収防衛策を導入することが、当社にとって必要不可欠であると考えております。

会社法においては、取締役会設置会社では取締役会決議のみをもって、新株予約権の無償割当てに関する事項を決定することが可能とされており（会社法第 278 条第 3 項本文）、本日付で別途開示しておりますとおり、本日開催の取締役会において、平成 19 年 6 月 27 日開催予定の第 78 期定時株主総会終結の時までに限って新株予約権無償割当てを用いた買収防衛策を導入しております。もっとも、当社取締役会と致しましては、買収防衛策の一環として新株予約権無償割当てを行うにつきましては、取締役会決議のみをもって行うのではなく、株主の皆様に基づいて行うことがより望ましいとの考えのもとに、株主総会決議により新株予約権無償割当てに関する事項を決定するか、又は株主総会で一定の条件を定め、当該条件に従って新株予約権無償割当てに関する事項を決定することを取締役会に委任していただくことを提案させていただくことに致しました。

そこで、会社法第 278 条第 3 項但書に基づき、新株予約権の無償割当てに関する事項の決定について、上記「および」の方法によることが可能となるように、根拠規定を新設するものです（変更案第 13 条）。

なお、本買収防衛策の導入につきましては、本日付で別途開示しております「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」をご参照願います。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(新設)	( <u>新株予約権無償割当ての決定機関</u> )
	<u>第13条 当社は、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。</u>
第13条   (条文省略) 第35条	第14条   (現行どおり) 第36条

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 6 月 27 日

定款変更の効力発生日 平成 19 年 6 月 27 日

以上